

スイスにおける新型コロナウイルス関連情報（３月１２日）

【ポイント】

- ３月１２日１６：００現在、スイス国内感染者は８１４人
- 感染症危険情報（日本国外務省）：ティチーノ州のレベル引き上げ
- 在スイス日本国大使館及び在ジュネーブ領事事務所からのお願い
- 在スイス日本国大使館「新型コロナウイルス感染症」特設サイト
- 日系航空会社の対応状況について

１．３月１２日１６：００現在、スイス連邦内務省保健庁が発表したスイス国内における感染者数等は以下のとおりです。

- （１）感染者数：８１４人
- （２）地域：２３州（アッペンツェル・インナーローデン準州、オブヴァルデン準州及びウーリ州を除く）
- （３）死亡者数：６人

２．感染症危険情報（日本国外務省）：スイス

- （１）ティチーノ州：「不要不急の渡航は止めてください」（レベル２）
- （２）その他の地域：「十分注意してください」（レベル１）

（ＰＣ版）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T058.html

（携帯版）

http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo_2020T058.html

３．在スイス日本国大使館及び在ジュネーブ領事事務所からのお願い

スイスに渡航又は滞在中の邦人の皆様におかれましては、以下の①～⑤に該当した場合には、在スイス日本国大使館又は在ジュネーブ領事事務所へ速やかにご一報ください。

（※連絡先は、本メールの最後に記載がございます）

- ① 新型コロナウイルスの感染が疑われ検査を行った場合
- ② ①により１次検査を行った結果、感染疑いと判明した場合
- ③ ②により２次検査を行った結果、感染と判明した場合
- ④ ③により医師等から受けた指示の内容（入院加療又は自宅加療など）
- ⑤ ④についてその後の結果

４．在スイス日本国大使館「新型コロナウイルス感染症」特設サイト

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

５．日系航空会社の対応状況について

各社の対応状況については、以下のサイトでご確認ください。

(1) 全日空 (ANA)

新型コロナウイルスによる肺炎の発生に伴う国際航空券の特別対応について

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200123/>

ANA 予約センター 0800 897679 (24 時間対応)

ANA ジュネーブ営業支店 022-909-1050 (月 - 金 08:30-12:30、13:30-17:30)

(2) 日本航空 (JAL)

新型コロナウイルス肺炎に関する航空券の特別対応や各種対応について

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/200228/>

6. スイスインターナショナル航空の運航 (減便、運航停止等)、再予約、払い戻しなどに関する情報

公式発表 (英語)

<https://www.swiss.com/jp/en/various/breaking-news>

ホームページ (日本語)

<https://www.swiss.com/jp/ja>

7. 現時点において、スイスでは空港における水際での制限措置などは導入しておらず、日本との往来に影響はありません。

スイスに入国する人向け電話相談

+41 58 464 44 88

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov/empfehlungen-fuer-reisende.html>

※リンクはドイツ語版。他にフランス語版、イタリア語版及び英語版有

8. スイスとイタリアの国境検問所におけるモニタリング

(3月11日発表、3月9日から実施中)

閉鎖されている小規模検問所とそれらの代替検問所や関連情報については、以下のサイトでご確認ください。

スイス連邦税関局

「ティチーノ州における主要な国境検問所でのモニタリング」

<https://www.ezv.admin.ch/ezv/de/home/aktuell/medieninformationen/medienmitteilungen.msg-id-78412.html>

※リンクはドイツ語版。他にフランス語及びイタリア語版有

9. 大規模イベント禁止措置 (継続)

(今のところ3月15日まで、3月13日に禁止措置をさらに延長するかどうか決定される予定)

各種イベントの中止、延期等が各主催者から発表されていますので、最新情報の収集に努めてください。

<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-78289.html>

※リンクはドイツ語版。他にフランス語版、イタリア語版及び英語版有

１０．スイス国内での電話（インフォライン）及びメール相談

（電話）+41 58 463 00 00

（メール）kampagnen@bag.admin.ch

※２４時間、ドイツ語、フランス語、イタリア語及び英語対応

１１．スイス国内各州における新型コロナウイルス関連ホームページ

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100017770.pdf>

１２．在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

（１）在留届（３か月以上滞在する方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

（２）「たびレジ」（３か月未満の旅行や出張などの際）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html